

## 白馬村ふるさと人材奨学金返還補助金交付要綱

平成31年 1月 8日  
白馬村告示第 1 号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと白馬ひとづくり基金条例（平成30年白馬村条例第29号）第7条の規定に基づき、若者の修学の機会均等及び定住の促進を図り、もって白馬村を担う観光人材の確保と活力に満ちた地域社会を形成するため、白馬高校を卒業後に白馬村内に就職した者の返還すべき奨学金の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 次に掲げるものをいう。
  - ア 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院及び同法第108条第2項に規定する短期大学を含む。）
  - イ 高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）
  - ウ 専修学校（専門課程に限る。）
  - エ 職業能力開発総合大学校
- (2) 奨学金 次に掲げるものをいう。
  - ア 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資金
  - イ 独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項に規定する第二種学資金
  - ウ 就学を目的として貸与を受けた奨学金で、申請者本人が返還を行い、村長が認めるもの
- (3) 正規雇用 次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 期間の定めのない雇用であること
  - イ 1週間の所定労働時間が同一事業所に雇用されている通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する通常の労働者をいう。）と同等の労働契約を締結し、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

### (補助対象者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等の修学のために奨学金の貸与を受けた者であること。

- (2) 大学等を卒業し、村内に事業所を有する観光に関連する企業等と正規雇用の契約を結び、勤務している者であること。
- (3) 補助対象者の登録（以下「登録」という。）申請年度において村内に住所を有し、村内に定住する意思を有する者であること。
- (4) 登録申請年度の末日時点での年齢が満30歳未満であること。
- (5) 登録申請年度において奨学金の返還をしている者又は登録申請年度に奨学金の元金の返還を開始しようとする者であること。
- (6) 奨学金の返還に滞納がないこと。
- (7) 奨学金の貸与を受けた者に村税等の滞納がないこと。
- (8) 本要綱に定める補助金と同種の補助金等の交付を受けていないこと。

2 村長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか要件を定めることができる。

（登録等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、白馬村ふるさと人材奨学金返還補助対象者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して村長に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 応募理由書（様式第2号）
- (2) 大学等が発行する卒業の事実が証明できるもの
- (3) 労働条件等を明示した雇用契約書等の写し
- (4) 奨学金の返還額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
- (5) 奨学金の返還に滞納がないことを証するものの写し
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助対象者として適正であると認めたときは、白馬村ふるさと人材奨学金返還補助対象者登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による審査の結果、適当と認める申請が多数あり、補助金交付額が予算の範囲を超える場合は、登録の中から選定し、補助対象者を決定することができるものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象となる期間は、奨学金の返還開始日が属する月から起算して5年間とする。ただし、登録が返還開始日以後の場合は、補助金交付申請年度の4月又は就職日の属する月のいずれか遅い月から起算して5年間とする。

2 補助対象期間中に補助対象者の要件を喪失した者が、再び登録を行う場合には、最初の登録の際に適用された補助対象期間をそのまま引き継ぐものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第3条に定める補助対象者が返還する奨学金の年返還額とする。

ただし、一の年度における補助金の額は、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者で、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度白馬村ふるさと人材奨学金返還補助金交付申請書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して、村長に申請しなければならない。

- (1) 当該年度における奨学金の返還が確認できる書類
- (2) 在職証明書（様式第5号）
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、村長が別に定める受付期間内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、白馬村ふるさと人材奨学金返還補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、白馬村ふるさと人材奨学金返還補助金請求書（様式第7号）により、当該補助金の交付を請求することができる。

2 村長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(登録の変更及び喪失)

第10条 補助対象者は、登録内容に変更があったときは、白馬村ふるさと人材奨学金返還補助対象者登録変更・喪失届（様式第8号）により、速やかに村長に届けなければならない。

2 村長は、前項の規定による届出又は調査により補助対象要件に該当しないと認められるときは、当該登録を取消し、白馬村ふるさと人材奨学金返還補助対象者登録喪失通知書（様式第9号）により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正手段により交付等を受けたとき。
- (2) その他村長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。